

# 役員退職慰労金規程

宮川下流漁業協同組合

# 宮川下流漁業協同組合役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は役員が退任の場合任期中の慰労金として支給することを目的とする。

(慰労金の額)

第2条 退職慰労金の算出は、在任年数に次の金額を乗じて算出した金額とする。

- 1 在職1年につき30,000円
- 2 在職期間が1年に満たない場合、月割計算により算出した額とする。ただし、在職期間は事業年度を基準とする。

附則

この規程は、平成31年2月15日より施行する。

参 考

慰労金の額 在職1年につき20,000円 昭和58年4月1日施行

慰労金の額 在職1年につき30,000円 平成4年4月26日改正